

岩手県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成31年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和2年10月27日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
高橋雪文後援会	高橋 雪文	高橋 章子	盛岡市盛岡駅西通一丁目4番10号
三浦ただし後援会	米川 文太郎	三浦 喜八郎	八幡平市下モ川原45番地1
たむら正彦後援会	高橋 富一	田村 孝	八幡平市大更第21地割38番地1
有住修後援会	有住 修	高橋 信一	胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻水口沢51番地
島山昌典後援会	山下 繁	沢口 貞治	下閉伊郡岩泉町袈綿字山本49番地26
佐藤けいいちろうと明日を語る会	佐藤 敬一郎	佐藤 久美子	一関市花泉町花泉字上北浦9番地